

## 旭川市水道局建設工事等共同企業体運用基準

### 第1 趣旨

旭川市水道局が発注する建設工事及び業務（以下「建設工事等」という。）の確実かつ円滑な施工又は履行を確保するために活用する共同企業体の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この基準において「共同企業体」とは、建設工事等の施工又は履行を目的として工事等ごとに結成される共同企業体をいう。

### 第3 施工方式

共同企業体による建設工事等の施工若しくは履行は、各構成員があらかじめ定めた出資の割合に応じて資金、人員、機械等を拠出し工事等の完成に当たる共同施工方式（共同履行方式）によるものとする。

### 第4 対象工事等

共同企業体による施工若しくは履行できる建設工事等は、次の各号に掲げる規模の工事等で、かつ、共同施工によることが適当と認められるものとする。

- (1) 土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事 予定価格が5,000万円以上
- (2) その他の建設工事等 予定価格が3,000万円以上

2 第1項の規定にかかわらず、技術的難度が高い工事等で共同請負により施工させることが特に必要と認められるときはこの限りでない。

### 第5 構成員数

構成員の数は、2又は3社とする。ただし、建設工事等の規模、技術的難度等により、特に必要と認められるときは、適宜構成員の数を増やすことができる。

### 第6 構成員の組合せ

等級区分が設けられている工事に係る構成員の格付等級の組合せは、最上位等級のみ、あるいは最上位等級及び第二位等級に属する者の組合せとする。

### 第7 構成員の資格要件

全ての構成員が次の各号の要件を満たすものとし、建設工事等ごとに定める要件については、一般競争入札の公告により示すものとする。

- (1) 発注工事に対応する建設工事等の種別について旭川市水道局建設工事等入札参加資格を有していること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が5年以上あること。
- (3) 発注工事等を構成する一部の工種（業種）を含む建設工事等について元請けとしての実績があり、かつ発注工事等と同種の工事等を施工又は履行した経験を有していること。

ただし、高度な技術等を要しない建設工事等についてはこの限りではない。

- (4) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に配置できること。ただし、請負金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条で定める額以上の工事については、監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。なお、構成員の出資割合による請負金額が、この金額を下回る場合はこの限りではない。

- (5) 前号の規定による監理技術者を置くべき工事について、監理技術者を補佐する者を専任で配置する場合は、監理技術者は他の工事現場1件に限り兼任することができる。

#### 第8 結成方法

- (1) 共同企業体の結成方法は、自主結成によるものとする。ただし、予備指名を行った場合は、予備指名を受けた者による自主結成とする。
- (2) 共同企業体の協定書は別紙に定めるところによる。

#### 第9 出資割合

各構成員の出資割合は、均等割の10分の6以上とする。  
 なお、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

#### 第10 代表者の選定

代表者は、等級の異なる者の間では、上位等級の者とする。

#### 第11 存続期間

- (1) 発注工事等の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該契約の履行後3ヵ月を経過するときまでとする。
- (2) 発注工事等の契約の相手方とならなかった共同企業体は、当該工事等に係る契約が締結されたときまでとする。

#### 第12 入札参加形態

共同企業体と単独企業との混合入札は行わないものとする。

#### 附 則

- 1 この運用基準は、平成2年6月1日から適用する。
- 2 この運用基準の実施日において、現に存する共同企業体の取り扱いについては、従前の取り扱いによるものとする。

#### 附 則

この運用基準は、平成3年6月13日から適用する。

#### 附 則

この運用基準は、平成8年4月1日から適用する。

#### 附 則

この運用基準は、平成15年5月7日から適用する。

#### 附 則

この運用基準は、平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則

この運用基準は、平成19年4月1日から適用する。

#### 附 則

この運用基準は、平成20年4月1日から適用する。

#### 附 則

この運用基準は、平成24年5月1日から適用する。

#### 附 則

この運用基準は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成28年6月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和2年10月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和5年1月1日から適用する。